

次のような方は所得税が 還付される場合があります

①医療費控除

昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください。）

②住宅借入金など特別控除

住宅の新築や増改築または購入した方。

③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。

④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方。

還付申告に必要な書類

◆印鑑

◆源泉徴収票

所得税が源泉されていること

◆還付金の振込み先口座番号

本人名義に限ります

◆医療費控除

・医療費支払証明書（領収書）
※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。

・生命保険などの給付金額のわかる書類

◆住宅借入金等特別控除

・家屋の登記簿謄本または抄本
・建築工事の請負契約書または売買契約書
・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
・住民票
・建築士から交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）

【お問合せ】 税務・国保部門 担当：品田、山本、竹内

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けていると所得税・住民税の障害者控除の対象になる場合があります。

対象になる方には、申請により控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、事前に役場窓口で申請してください。

◆対象者

要介護2～5の認定を受けている65歳以上の方で、一定の要件に該当する方。

◆申請方法

介護保険被保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課福祉・健康づくり部門の窓口で申請してください。



■税務署からのお知らせ

平成26年分の確定申告と納付の期限は次のとおりです。

○所得税および復興特別所得税・贈与税：3月16日(月)

○消費税および地方消費税：3月31日(火)

また、むつ税務署では、申告書作成会場を2月5日(木)から3月16日(月)まで、下北合同庁舎3階に開設しています(土・日・祝日を除く9時から17時まで)。

なお、作成会場は、15時以降・3月以降は大変込み合います。

※所得税および復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れにご注意ください。

■申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは印刷して書面で提出できるほか、「e-tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。

申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなったe-taxをお勧めします。詳しくは、e-taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがお答えしています(自動音声案内で「0」を選択)。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎22-3294